富山県社会福祉審議会　議事録

日　時：平成30年11月１日（木）

午後１時30分～午後３時

場　所：パレブラン高志会館　麗花の間

１　開　　会

【鈴木厚生企画課主幹】　定刻になりましたので、ただいまから富山県社会福祉審議会を始めさせていただきたいと思います。

　本日の会議はマスコミ公開とし、議事録は県のホームページに掲載して、県民の皆さんへ情報提供をさせていただきたいと存じますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

　まず初めに、前田厚生部長からご挨拶を申し上げます。

２　挨　　拶

【前田厚生部長】　厚生部長の前田でございます。

　本日は、富山県社会福祉審議会を開催いたしましたところ、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

　また、日ごろから本県の厚生行政の推進にあたり、ご指導、ご鞭撻をいただいていること、感謝を申し上げたいと思います。

　さらに、重ねてでございますが、本審議会の委員、着任をお願いしましたところ、皆様、快くお引き受けをいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

　さて、きょうの会議でございますけれども、これは社会福祉審議会という形でございまして、富山県の社会福祉に関する基本的な事項を審議いただくために設けたものということで、条例に基づいて設置をいたしまして、社会福祉、議論をいただく全体の総まとめの委員会という形の位置づけでございます。

　これまでも本県の福祉のさまざまな課題について貴重なご意見をいただいているところでございます。委員の皆様方におかれましては、今後２年間にわたりまして、本県の社会福祉の充実発展のためにお力添えを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

　さて、近年の社会福祉をめぐる状況、皆様、ご案内のとおりでございます。少子高齢化もあり、生活様式の変動もありまして、福祉のあり方、ニーズというところも変わってきていると思いますし、それを支える地域の力も以前と変わってきているという状況かと思っております。

　県では福祉に関する総合的な計画の推進を図るために、基本的な事項という形で富山県民福祉基本計画を本年４月に策定をしておりますし、これはもともとの富山県の総合計画というものもございますので、全体の富山県をどうやって進めていくかという総合計画、またその中で県民の福祉をどうやって高めていくかという形でとりまとめをしていただいたものでございます。

　この計画でありますけれども、「誰もが安心・幸せを感じる　とやま型地域共生社会の構築」という形で目指しておりまして、福祉に関する総合的な推進について全力で取り組んでいるところでございます。

　本日は、各専門分科会の実施状況につきましてご報告をさせていただきますとともに、その関連するお話にも若干言及をさせていただきたいと思っております。

　委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜れればと思っております。

　以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木厚生企画課主幹】　それでは、事務局から委員の出席状況についてご報告させていただきます。

　本審議会の委員総数は26名でございます。そのうち、現在のところ16名の委員の方にご出席をいただいており、この後、釜土委員、髙山委員のほうからは遅れて参加いただくということでご連絡をいただいております。ということで、富山県社会福祉審議会条例第６条第３項の定足数は過半数でございます。過半数に達しておりますことをご報告いたします。

　続きまして、お手元に会議資料を配付してございます。その資料について簡単にご確認をさせていただきます。

　資料については、まず、会議の次第、配席図、そして委員の一覧となっております。次に会議の資料として、資料ナンバー１、資料ナンバー２、資料ナンバー３、資料ナンバー４、資料ナンバー５、それに参考ということで資料がついているかと思います。

　あと配付しているものとして、県民福祉基本計画の概要版と本体、高齢者保健福祉計画の概要版と本体、そして障害福祉計画、これをお配りしているところでございます。よろしいでしょうか。もし、不備がございましたら、また事務局のほうまでお申し出ください。

　では、本日の審議会は委員の改選後、初めての会議でございますけれども、時間の都合もあり、ご出席の委員の皆様のご紹介はお手元の名簿にかえさせていただきたいと思います。

　なお、岩田委員、金森委員、髙橋委員、齋藤委員、向委員、嶋田委員、小島委員、竹内委員はご都合により欠席をされております。

３　議　　事

　（１）委員長・副委員長の選任について

【鈴木厚生企画課主幹】　それでは、議事に入りますが、まず、委員長、副委員長の選任をお願いいたします。委員長、副委員長は、富山県社会福祉審議会条例第５条第２項の規定により、委員の方々で互選いただくことになっております。どなたか推薦をお願いできないでしょうか。

【橋本委員】　委員長には、前任期において委員長を務められた富山県社会福祉協議会長の岩城委員にお願いしてはどうでしょうか。

【鈴木厚生企画課主幹】　ただいま橋本委員から、委員長を岩城委員にお願いしたらどうかというご発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

　〔拍　手〕

【鈴木厚生企画課主幹】　ありがとうございました。ご異議がありませんでしたので、本審議会の委員長は岩城委員にお願いすることといたします。

　それでは次に、副委員長につきまして、これについては岩城委員長からどなたかご推薦いただけないでしょうか。岩城委員長、どうでしょうか。

【岩城委員長】　では、前回に副委員長をお願いいたしました富山短期大学の宮田委員に引き続きお願いしたいと思います。

　〔拍　手〕

【鈴木厚生企画課主幹】　ありがとうございます。ただいま岩城委員長から副委員長は宮田委員にということで、皆様、ご異議ありませんようでしたので、副委員長は宮田委員にお願いしたいと存じます。

　では、これより議事の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、岩城委員長には委員長席にお移りいただきたいと思います。

　それでは、早速でございますが、岩城委員長に一言ご挨拶いただければと存じます。

【岩城委員長】　岩城でございます。一言ご挨拶申し上げたいと思います。

　ただいま委員長に選出されました岩城でございます。富山県社会福祉審議会委員長を引き続き拝命し、社会福祉施策の適正な運用を図る責任の重さを改めて感じております。

　現在、社会経済状況が大きく変化し、福祉のあり方やニーズも複雑・多様化してきており、県民一人一人が生涯にわたって自分らしい生活が継続できるよう社会福祉審議会が使命を果たしていくことは極めて重要でございます。

　そのため、他の委員の皆様とともに努力を重ねてまいる所存ですので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

　また、これから議事を進めてまいりますが、各委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鈴木厚生企画課主幹】　どうもありがとうございました。

　それでは、以後の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　（２）社会福祉審議会運営規程の一部改正について

【岩城委員長】　それでは、お手元の会議次第の順序に従って進めてまいりたいと思います。３時ごろをめどに議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

　まずは、議事の「（２）専門分科会の委員・臨時委員の指名について」ですが、富山県社会福祉審議会条例第７条第１項の規定により、委員長が指名することとなっております。お手元にお配りしてございます資料１「富山県社会福祉審議会委員・臨時委員　所属専門分科会・部会（案）」のとおりとさせていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

　なお、各専門分科会の会長、副会長の選出につきましては、それぞれの専門分科会、部会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

４　報　　告

　（１）各専門分科会の実施状況等について

【岩城委員長】　次に、事務局から各専門分科会の実施状況についての報告があるようですので、お願いしたいと思います。

【五十里厚生企画課長】　厚生企画課長の五十里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、専門分科会の実施状況についてということでございます。この説明をする前に、まずこの審議会の組織について改めてご確認をさせていただきたいと思います。資料のほうは一番後ろの参考資料でございます。「富山県社会福祉審議会について」という資料でございます。

　こちらの資料の２のほうに書いてあるとおり、この審議会には専門分科会を設けております。分科会は５つございまして、福祉基本計画、民生委員審査、高齢者福祉、児童福祉、そして身体障害者福祉、この５つでございまして、それぞれ右側の欄に書いてございます事務を所掌しているところでございます。

　さらに、児童福祉と身体障害者福祉につきましては、部会を設けておりまして、里親などの認定でありますとか、児童相談所が行う措置、また認定こども園、保育所の設置の認可、そして身体障害者の障害程度の審査等の調査、審議を行っていただいておるところでございます。

　この委員につきましては、先ほど岩城委員長のほうから指名いただいたとおりでございまして、資料１の名簿のとおりとなっておるところでございます。

　なお、この部会の調査審議事項につきましては、条例の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされているところでございまして、この認定などにつきましては部会のみで決定いただいているところでございます。

　それでは、これらの分科会の審議状況について、それぞれの事務局から少し説明をさせていただきたいと思います。

　まず初めに、資料２のほうになります。福祉基本計画専門分科会でございます。

　福祉基本計画専門分科会でございますが、福祉に関する基本計画の策定でありますとか、進行管理の調査審議をしていただいておりまして、昨年度は本年４月に策定しました県民福祉基本計画、第二次改定版になりますが、この計画について審議いただいたところでございます。

　下のほうの２のほうに検討状況ということで書いてございますが、28年２月に本審議会のほうに知事のほうから諮問がございまして、その後、専門分科会におきまして、都合５回にわたって審議いただいているところでございます。

　そして、ことし３月になりますが、取りまとめをしていただきまして、３月29日にこの審議会で承認をいただいて、同日ですが、知事のほうに答申いただいたところでございます。

　計画の内容については、この３月の審議会で説明させていただいておりますので、省略させていただきたいというふうに思いますけれども、１のほうに概要をまとめてございます。下のほう、少し簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、まず、計画期間については、今年度から2022年度までの５カ年となっております。また、計画の目標なり、施策の柱については、基本的には前計画を踏襲しておりまして、変更点としましては、同じく今年度からスタートいたしました新しい総合計画との整合性でありますとか、あるいは現状を踏まえたキーワードを入れておりまして、例えば目標につきましては「誰もが安心・幸せを感じる　とやま型地域共生社会の構築」ということで、「安心」という言葉を新たに加えております。また、施策の柱については、３の「しくみづくり」のほうでございますが、地域共生という観点から「利用者を支援する」という言葉から、「地域で支え合う」しくみづくりと変更しているところでございます。

　このほかに各種施策の項目としまして、新たにこの二重枠の中に書いてございますが、地域共生社会を支える人材の育成、確保、あるいは障害等を理由とする差別の解消などを新たに設けたところでございます。

　この計画は４月からスタートしているわけでございますが、審議会の中でも意見としてございましたけれども、広く周知していくことが必要ということで、この計画の冊子の作成とあわせて、今回初めてでございますが、概要版というものを作成いたしました。お手元のほうにも、この白いハートの雲の表紙のもので概要版とあるかと思いますが、8ページものでございます。こうしたものを活用して、また県民なり、関係者のほうに広く周知をしていきたいというふうに考えております。

　また各委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場のほうで、またこの計画のＰＲのほうにご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　私のほうからは以上でございます。

【牧野高齢福祉課長】　続きまして、高齢福祉課長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

　資料の３をごらんください。私からは高齢者福祉専門分科会の実施状況についてご報告させていただきます。

　先ほど説明がございましたが、この高齢者福祉専門分科会につきましては、県の高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画の策定を所掌としております。

　本分科会では、平成30年度から３カ年を計画期間といたします新たな高齢者保健福祉計画、そして第７期介護保険事業支援計画の策定を行っておりますので、ご報告させていただきます。

　まず、計画概要でございます。きょうはこの緑の計画の概要版の資料と計画の冊子をお配りしています。３月に一度この内容につきましては詳細にご報告をさせていただいておりますので、本日は簡潔に説明させていただきます。

　まず、計画の目的及び趣旨でございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、地域包括ケアの実現のための取り組みを本格化させるため、老人福祉法、そして介護保険法に基づき、市町村の介護保険事業の円滑な実施を支援いたしますとともに、高齢者の健康や生きがいづくりをはじめとします本県の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するものでございます。

　次に（２）の計画の内容につきましてです。これにつきましては、介護保険法が平成29年に改正されまして、これに伴いまして計画策定のガイドラインとなっております国の基本指針が見直し等をされまして、これを踏まえて策定しております。

　今回は、主な変更点についてご説明申し上げます。この計画の第１節は「高齢者の健康・生きがいづくり」となっておりますけれども、これらにつきましては、健康づくり、エイジレス社会の取り組みの推進など大きな変更はございません。

　第２節につきましては、「介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進」でございます。まずは、１の「市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの促進」といたしまして、地域ケア会議等を通じました自立支援型のケアマネジメントの強化、リハビリ体制の充実を追加させていただいております。

　また、１－２になりますけれども、「在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実」といたしまして、富山型デイサービス等のニーズを的確に捉えた在宅サービスの充実を追加しております。

　また、３の「認知症施策の推進」といたしまして、認知症になっても安心な地域支援体制の構築を追加しております。

　また、第３節の「地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくり」につきましては、保健・福祉の人材養成と資質向上におきまして、この確保に当たりまして、市町村との連携を追加いたしますとともに、２の「サービスや制度運営の質の向上」におきましては、介護給付適正化に向けた取り組みを追加しております。

　２には分科会の検討状況を掲載させていただいております。29年７月に第１回を開催いたしまして、12月に第２回、30年３月に第３回を開催いたしまして、最終案を策定しております。

　私からは以上でございます。

【水落子ども支援課長】　子ども支援課長の水落でございます。よろしくお願いいたします。

　次に、資料の４をごらんいただきたいと思います。私のほうからは児童福祉専門分科会の実施状況についてご報告いたします。

　児童福祉専門分科会は、里親の認定などを審査いただく里親審査部会、児童の措置、それから児童虐待などに関する事項を審査いただく児童福祉措置審査部会、それから幼保連携型認定こども園、保育所の設置の認可などを審査いただく認定こども園・保育所審査部会の３つの部会からなっております。

　２番目のほうにその開催状況を記載しております。分科会につきましては、29年度、30年度は開催実績はありませんでした。

　里親審査部会につきましては、平成29年度に２回開催いたしております。里親認定に関する審議を合わせて６件、審議いただいております。

　それから、児童福祉措置審査部会につきましては、平成29年度に１回、平成30年度に１回開催しております。児童相談所が行う入所措置に関する審議をそれぞれ１件ずつ行っていただいております。

　それから、３番目の認定こども園・保育所審査部会につきましては、平成29年度に１回開催しております。保育所の設置について１件、それから認定こども園の設置について４件の審査をいただいたところでございます。

　次に、１枚おめくりいただきまして、富山県家庭的擁護推進計画の見直しについてご説明いたしたいと思います。

　平成28年３月に児童福祉専門分科会でご審議いただきまして、富山県家庭的擁護推進計画を策定いたしました。括弧の計画の目標のところにありますが、入所等の措置が必要な児童を、里親及びファミリーホームとグループホームと児童養護施設等の３つで、概ね３分の１ずつとなるように目標を設定したところでございます。

　その後、平成28年に児童福祉法が改正されまして、29年８月に国で「新しい社会的養育ビジョン」が策定されたところでございます。

　右下の点線の吹き出しのところにありますが、国のビジョンの中では、３歳未満は概ね５年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね７年以内に里親委託率を75％以上にする、それから、学童期以降は概ね10年以内に里親委託率50％以上にするという目標が示されたところでございます。

　そうしまして、平成30年７月に国のほうから都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、2019年度末、来年度末までに新たな計画の策定が求められているところでございます。

　２番目にその策定する記載事項が①から⑩までそれぞれ書いてあります。

　計画期間につきましては、2020年度から2029年度までの10年間ということになっております。

　当県の今後のスケジュールの予定としましては、今年度中に関係者への説明やヒアリングを行い、2019年から部会に意見聴取、2020年３月に児童福祉専門分科会でご審議いただいて最終的な計画を策定したいと思っております。

　次のページにつきましては、国から示された策定要領の概要を参考までにおつけしております。後ほどごらんいただければと思います。

　私のほうからは以上でございます。

【大村障害福祉課長】　障害福祉課長の大村です。よろしくお願いいたします。

　私からは資料５についてご説明いたします。

　タイトルのほうですが、身体障害者福祉専門分科会の開催状況ということで、ちょっと誤記が一部ありますが、無視いただきたいと思います。

　その資料５の中で、身体障害者福祉専門分科会の開催状況についてご説明したいと思います。

　専門分科会につきましては、29年度の開催実績はございませんでした。

　それと審査部会につきましては、３つのことについて事業を行っておりまして、まず手帳の取得に係る身体障害者の障害という部分の審査につきましては、２カ月に１回開催し、合計126件を審査しております。

　次に、いわゆる15条指定と言われる方の医師の指定ですが、こちらは46件処理しております。

　次に、自立支援機関の指定または指定の取り消しにつきましては、ほぼ取り消しはなくて指定だけなんですが、36件ございました。

　１枚めくっていただいて、第５期障害福祉計画並びに第１期障害児福祉計画の概要についてご説明いたします。

　この計画の基本的理念であります。まず目的及び趣旨でありますが、障害がある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するともに、そのサービスについて計画的に体制が図られるようにするものであります。

　計画の位置づけですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく児童計画を、初めてになりますが、一体的に策定したものであります。

　この計画の基本的理念であります。箱書きのところをごらんいただきたいと思います。全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることや、障害のある方の日常生活、社会生活の支援が共生社会の実現のために必要だと、さらに、今回は児童の点についても触れておりますので、児童が良好な環境において生まれ、かつあらゆる分野において、児童の年齢、発達の程度に応じて尊重されるなど、児童の分野についても配慮したものになっております。

　策定に当たって配慮した点にありますが、のところとして、共生社会の実現に向けた取り組みや障害のあるお子さんの健やかな育成のための発達支援などを重点的に記載をしております。

　少し飛びまして、ローマ数字のⅥをごらんいただきたいと思います。地域生活支援事業の実施に係る事項として、５つについてこの計画で記載しております。１つ目は専門性の高い相談支援事業、２つ目には専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、手話通訳者ですとか、盲ろう者向けの通訳・介助員の派遣事業も記載をしているところであります。さらには、広域的な支援としましては、精神障害者の地域生活拠点についても触れております。並びに各種人材といたしまして、手話通訳者や盲ろう者向けの通訳・介助員の養成、それから障害者スポーツ指導員の養成も図っていくこととしております。

　最後になりますが、このサービスの確保に当たって、必要な事項として５つの柱を立てておりまして、その新たな取り組みとして、１つ目には意思決定支援の促進、２つ目には障害のある方の芸術文化への社会参加等の促進、最後になりますけれども、障害福祉サービスや障害児通所支援を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた研修をすることなどを必要な事項として盛り込んだところであります。最終的には、協議会に報告をして、改めて評価を受けることとしております。

　以上で、私のほうから説明を終わります。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　ただいま４課からの説明をいただきました。これに関しまして、ご意見やご質問があればご発言をお願いしたいと思います。

　各専門分科会からの実施状況についての説明につきまして、質問等はございませんでしょうか。特にございませんですか。

【種部委員】　ご説明ありがとうございます。

　児童福祉専門分科会のことにつきまして、お伺いしたいことがございます。

　富山県家庭的擁護推進計画の見直しで、できるだけ家庭的擁護に持っていこうと国を挙げて今、取り組んでいるところで、予算をつけていると思います。28年に里親及びファミリーホーム、グループホーム、児童養護施設を３分の１ずつ充てているんですが、これは新たに数値の目標として、どちらの方向に向かって計画を立てようとされているのかお伺いしたいというのが１点でございます。

　もう１つは、本当に小さい子ども、特にゼロ歳児とか１歳児とか、早く社会的擁護につながることができたお子さんについては、教育の過程でものすごく脳に大きな影響がある年齢です。愛着形成の時期、特にゼロ歳児については、生後４カ月とか１年以内が勝負です。ですから、家庭的擁護に持っていくだけでなく、その時期、時間的なタイムラグをできるだけなくしていただきたいです。できるだけ早く介入をして、できれば４カ月までの脳の形成の一番大事な時期に愛着形成を育めるような養育環境で育てていただくと、その後の脳の発達にはいい影響があるんですけれど、タイムラグがありますと、サイレントベビーをつくってしまいます。その後かかる福祉に莫大なコストがかかりますので、ぜひこの割合だけではなくて、時期についても目標をたて、できるだけ早く家庭的擁護に、あるいは一気に家庭的擁護に持っていくのは難しいようなケースであれば、一時的であっても代替養育をする場において、できるだけサイレントベビーをつくらないようなケアのやり方ということを目標に入れていただきたいなというのがお願いでございます。

　以上です。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　この質問につきまして何か。お願いいたします。

【水落子ども支援課長】　今のご質問いただいた件についてでありますが、最初の３分の１ずつという当県がつくった目標についてです。資料の下のほうに、もうひとつ点線のところがあります。先ほどは上のほうの点線の国の説明をさせていただいたんですけれども、里親委託率につきましては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、上述した数値目標を十分に念頭に置き、数値を設定しなさいというふうに国のほうから示されております。

　ということは、75％を里親委託しなさい、それから学童期以降は50％以上を目標にしなさいということでありますので、それに向けて富山県のほうではどういったことにするかというのを、その数値がまず国からは示されておりますので、それと同じになるかどうかは審議の過程でいろいろ審議いただきたいと思っておりますけれども、これを基準というか、念頭に置いて数値を設定するようにということですので、そのようにしていきたいと思っております。

　あと、愛着形成が早くからというのは、これまでの富山県の中でも、具体的な事例で愛着形成がなかなかできなくて、小学校高学年ぐらいまで時間がかかるというような例も出ておりますので、今、委員がおっしゃったことも来年の策定の中でまた考えさせていただきたいと思っております。

【岩城委員長】　よろしいですか。

　なるべく早く家庭的な養護が必要だという要望でありますので、よろしくお願いいたします。

【塘添委員】　視覚障害者協会の塘添です。

　障害のことではなくて、ちょっと子どものことで、最近、すごくすばらしい本を読みましたのでちょっとお伺いしたいんですけど、里親制度のことについてはテレビとか本でいろいろ読んだことがあったんですけど、今回、補導委託に関する本を読みまして、非常に感心したところがあるんですが、非行少年とか犯罪を起こした少年を、半年間、家庭裁判所から預かって、そして立ち直りの支援をしていただいている補導委託という本を読んで、すばらしい活動をしておられる方がおられるんだなということを感心したんですけども、この今回の資料の中にも、補導委託のことなんかもこの中に含まれるのか、富山県の場合はどういうふうになっているのかなというちょっと疑問を持ちましたので、質問させていただきます。

　もう１点、身体障害者の判定基準についてですが、視覚障害の判定基準が70年ぶりに、今年の７月１日から改定になりました。このことに対して、県の協会としては、うちの協会に入っている会員に対しては説明をすることができるのですけれども、入会していない方やご存じのない方とか、これから視覚障害を持たれた方などに対しては、やはり眼科の先生から「あなたは視覚障害の基準が変わったので手帳を受けることができますよとか、等級が上がるかもしれませんよ」とか、そういう働きかけのようなものも眼科医の先生からしていただけると、その方は救われるんじゃないかなと思いますけれど。

　その辺の認定のあり方、それから認定の基準が変わったことに対する周知の仕方と

かがどういうふうになっているのかなとちょっと疑問に思いましたので、以上２点で

すけれど、よろしくお願いいたします。

【前田厚生部長】　ではまず、補導委託の形についてお答えをしたいと思います。

　各課長さんがいる中で私がお答えするのは、実はこれは厚生部に至るところの手前にありまして、家庭裁判所でそういう補導、そして犯罪の事実があった子どもたちに対して、まずどういったケアをするかというところで実施をされている制度であります。もちろんそういう形で再犯防止であるとか、社会復帰というところで、そういう犯罪、法務の立場のほうから支援をしていただくというところは大事ですし、また我々、厚生部のほうからしますと、そういったところを踏まえて、例えば心理的に不安になっておられるであるとか、あるいは社会生活を支援しているというところになってきますと厚生部の仕事が重要になってまいりますので、その辺うまく連携をさせていただいて、またどういう形で既存の、我々厚生部でつくりますような計画にどんな形に位置づけていくかというのはちゃんと指差し確認したいと思いますが、まずそういう関係でしっかり補導委託をしていただく、その後の受け皿としてこちらのほうでしっかりと様子を見るという形で続けていきたいと思っております。

【大村障害福祉課長】　今、会長さんからお尋ねのあった７月に視覚障害についての認定基準が変わった件につきましては、これまでも障害の対象者というか、例えば記憶にあるのは、肝機能障害が以前、追加になりましたけども、そのときにでも認定員の方々に機を捉えて情報提供をしたり、市町村窓口で情報提供をしております。

　改めて、会長さんが心配されるのはわかるかと思いますが、またそういったものは漏れがないように、改めて市町村なり、15条支援の方々にまた情報提供することで、しっかりとした体制を整備したいと思っております。

【岩城委員長】　よろしいでしょうか。

【塘添委員】　はい。ありがとうございます。

【岩城委員長】　このほかに何かご質問等はございますでしょうか。

【種部委員】　２点ばかり。

　また里親委託のところで、今、都道府県の推進計画、国からの策定要領がありますけれど、この記載事項のまとめの５番、里親等への委託の推進に向けた取組みについて、里親を希望されている方が実数としてはなかなか増えてこない現状があるかと思います。不妊治療をやっている方の中で親になりたいと望まれる方もいらっしゃるんですが、なかなか社会的な文化として受け入れられにくいということがありま。海外なんかを見ますと、小学校のときから家族には多様な形があるということを教育の中に入れて、全ての人が知っているわけですね。家族の形は多様であって、血のつながりだけではないとか、あるいは両親のそろっていない家族もあればさまざまであるということを教育していると、その中に里親というやり方もあり、お腹が大きくないけど突然赤ちゃんがやってきて、それでもおめでとうと言われる文化があるので里親委託が進んでいくという状況と思います。

　なので、この５番の里親等に委託推進というのは、里親候補を探すだけではなくて、次の世代を見据え、いろんな家族ということを教育の中に入れていっていただきたいというのが希望です。

　もう１点は、２番のところですね。子どもの権利擁護につきまして、保護をするに当たり、子どもの意見を聞くとか、あるいは、協働面接をしなきゃいけないと思うんですけれど、富山ではまだそこまでいっていないような気がいたします。

　協働面接は、保護に至ったときに、性的虐待などは、それが司法の場では全て証拠に匹敵するものでございますので、仕組みをきちんとつくっていただきたいと思います。書き込んでいただければうれしいです。

【岩城委員長】　この件に関してはどうでしょうか。

【水落子ども支援課長】　今、ご指摘いただいたことについてですけれども、里親の普及というところが、国のほうも多分、あまり一般の方々に知られていないと思っておられるので、今年から少し力を入れてやりたいということを言っておられますので、私どもも興味のある方だけじゃなくて、本当に一般の方々まで少し里親の制度みたいなものを知ってもらえるような活動をやっていければいいかなと思っておりますので、いろいろやり方はあると思いますけれども、来年の予算なども考えながらできればいいなと思っております。

　あと、協同面接の件ですけれども富山県ではなかなか進んでいないというのは、確かにそのとおりでありまして、今年度、何回か司法面接とかの研修を児童相談所でもやっています。警察や検察の皆さんと一緒にこの研修で、どうやって子どもの心理的負担を軽減できるかというようなことをやっておりますので、研修の成果を、できるだけ早く取り込めるようにしたいと思っております。

【岩城委員長】　よろしいですか。少しずつ取り組んでいるようでございますが。何かほかに。

【細川委員】　手をつなぐ育成会 知的障害者の親の会、細川でございます。よろしくお願いいたします。

　概要しか今、障害福祉計画を見ていないので、あまり詳しくはわからないんですけれども、きょう、午前中もちょうど親たちに話をしてきたことなんですけれども、自立ですとか、地域生活というのは言われて当たり前にはなってはきているんですが、地域で暮らすというのは、親が子どもの世話をしているというのが現実なんですね。その親が高齢になっておりまして、また知的障害者自身が加齢の問題を大きく抱えているわけです。そうしましたら、今までのように自立を目指せばいいとか、地域で暮らす準備をすればいいだけでは足りなくて、親亡き後に、地域社会にどのように知的障害の人を受け入れていくのかということが今、私たちの分野では大きく問われているわけなんですね。

　そのあたりのところを、少しどのような支援をすればいいのかとか、どのような生活の場を設ければいいのか、何かいろいろ聞いていますと、重症心身障害の方から含めて、もういざとなったら施設入所と思って頑張ってきているけれども、入所、入院している人が既に重症心身障害者の方でも、きょう、お聞きしたら70歳、セーナー苑に入所している方は80歳、ご本人の年齢ですね。できるだけ親が世話して、いざとなったら施設入所と思っていても、これからどうなるのかが随分問題になってきています。

　どうしてもこの高齢施策と障害施策のはざまになる人たちなものですから、何かそういう人たちにどういう支援が必要なのかということを今後、よろしくお願いいたします。

【大村障害福祉課長】　障害福祉課の大村です。

　昨日、育成会の方々と来年度の予算要望について意見交換をさせていただいたところであります。

　概要版には触れてはいないんですが、ちょっともしかしたら手元に行っていないかもしれないですが、オープンのものですと、いわゆる親亡き後を見据えた形で、国としては地域生活支援拠点というサービスを展開してほしいということで今、国からもいろいろな提案を受けております。

　残念ながら、富山県では地域生活支援拠点というものがまだでき上がってはいません。これは幾つかのサービス、例えばショートステイですとか、相談ですとか、それから体験学習というような幾つかのサービスをネットワークをつくることによって、その地域での生活を支援する仕組みであります。

　先日も育成会の方々と意見交換をさせていただいた中で、県としてもこの部分については各圏域に１つはつくりたいという思いがありますので、来年度の予算の中で何ができるか、また予算の中で少しずつ相談していきたいなというふうに思っております。

　それと、２つ目はちょっと微妙なところがありまして、施設の入所者の方の高齢化というのが実はあって、これも先ほど出ている施設のセーナー苑に私も何度か赴きまして、苑長さんとお話をする機会があったのですが、いわゆる入所者の方の高齢化の中で、障害ではなくて介護のほうの分野が増加してきているというところがあります。

　しかしながら、国の制度なんかによって障害支援施設に入所している方は、介護保険の対象外になりますので、そういった高齢化に伴う別のサービスの使い方というのも必要ではないかということはときおり意見交換もさせていただいておるのですが、これも国の制度の中でまた１つコメントいただけないかなということでは、今、私どもは一応注視はしています。

　今年度、策定予定の障害者計画の中においても、その部分については第３期も触れているんですが、今期も触れる予定にしております。

　ちょっと説明が足らないところもありますが、以上であります。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

５　意見交換

【岩城委員長】　まだまだご意見があるかと思いますが、この後、各委員の皆様からご意見を聞きたいと思っておりますので、もう一つまた、ご意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

　この後でございますが、富山県における福祉について日ごろお考えのことなどにつきまして、ご意見を皆様のほうから伺いたいと思っております。大井委員のほうから順番に発言していただければと思っております。

　時間の関係もございますが、お一方、二、三分程度で意見を言ってくださればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【大井委員】　富山県看護協会の大井でございます。

　患者さんのほうも医療機関のほうから在宅へ移行する流れの中で、医療と介護の連携が重要課題と思っております。

　地域包括ケアシステムの植木鉢のイメージ図があると思いますが、その中で植木鉢の３枚のわかばを支えるいちばん下の受け皿に「本人の選択と本人・家族の心構え」があったと思います。そこのところが一番のキーポイントで、私たちも医療をどう提供するかということだけでなく、本人がどう暮らしていきたいのか、どう生きたいのかというところに関わっていくことが大切と思っております。

　入院してからどうするかではなく、日々、日常生活を送る中でどう暮らしていきたいのか、そして、もし病気になったらどういう治療を望みたいのかというふうなことを、タイミングを捉えて関わっていかなければいけないのではと思っている次第です。

　本人の自己決定ですね。そういう意思決定支援をしっかりしていきたいと思っております。　以上でございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。橋本委員お願いします。

【橋本委員】　富山県のリハビリ病院・子ども支援センターの橋本です。

　私どものところは、リハビリあるいは病院部門である医療にかかわる部門と、子どもさんの福祉もあわせた形でのサービスを提供している部門があります。その中で、小児の発達障害を含めて小児神経という分野のドクターが現在、パートの先生も含めて５人ほど、少しずつ集まってきております。

　それ以外にも、今度、小児の精神といいますか、引きこもり、あるいは拒食であったりとか、いろんなことで小さいお子さんから大きくなっていく過程での子どもさんに熱心に取り組んでいる、小児精神の先生が１名加わってきました。そういう意味では、子どもさんに関わるいろんな、身体のみならず精神的な分野での相談、あるいは福祉サービスに対応できるような形が少しずつ充実しているということなので、いろんな機会を通じて、皆さんに知っていただいて、必要な場合に相談を受けていきたいというふうに思います。

　また、どうぞよろしくお願いします。

【岩城委員長】　どうもありがとうございます。

　では次、釜土委員さんのほうからよろしくお願いします。

【釜土委員】　里親会の釜土と言います。

　先ほどから里親の委託推進というのがありますけれども、これにつきまして、児童相談所並びにいろんな支援機関さん、子ども支援課さんのほうでいろいろと創意工夫してやっておられますけれども、ただ一番困るのは、委託が進まないというのは、保護者の方ですね。子どもの親、あるいは親族の方が里親に預ければ子どもをとられると、こういう考え方が多いのと、それと里親自身も自分が里親であって、子どもを養子縁組したとか、そういうことを、要するに、隠すと言えば語弊がありますけれども、私たちというのは真実を受け継ぐ、子どもさんにも言っていない、そんなことがあるもので、県のほうの行政の方もいろいろと大変苦労しておいでになる、それはそういうふうに理解していただきまして、そこのあたりをそれぞれ、まず都道府県なり、市町村なり、いろいろと事情もあると思いますので、そこを寛大な気持ちで見ていただきたいと思います。

　以上です。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　続きまして、木間委員のほうからお願いいたします。

【木間委員】　ちょっと私的なことになりますけれども、私の実家の母が今、満101歳になりました。そして、昨年、道路を歩いていまして、股関節を骨折し、すぐ手術をして、そして病院でちょうど20日間の治療を受け、その後、リハビリの施設に入ったわけですけれども、やっぱり年がいっておりますのでなかなか歩くことはできませんし、そして今、要介護４になりまして、今、一生懸命、地域包括さんのほうでどこかに入れたらと思って、一生懸命いろんなところをお訪ねしておりますけどなかなか見つかりませんで、在宅にしたくても、今度はまた、実家の私の弟が脳梗塞になりまして、奥さんのほうが一生懸命、弟にかかりきりになるもんだから、母を家で診ることができないんですね。だから何とかして早くどこかに預かっていただけるところがないかなと思って、今、一生懸命悩んでおります。またスムーズにいきましたら、またそういうことをお願いいたしたいと思います。

【岩城委員長】　わかりました。

　地域の福祉の方にまた相談してみたいと思いますので、またよろしくお願いします。

　では次は、髙山委員からお願いします。

【髙山委員】　いつもありがとうございます。

　すみません、私が今、遅れてきたのは、地域の方が施設に入るか入らないか、そういう極端な事例だったので、10月の初めぐらいから幻聴、幻覚、どういうふうにすればいいか、包括ケアのケアマネさんと相談しながら家族会議を開こうということで、もう家族も崩壊してしまっている。お年は84歳。息子さんは67歳。もう仕事も行けない、どうすればいいかって。朝も私、訪ねていって、お昼もご飯を食べられたかなと思って行くと、もう家の中は見るにもひどい状態です。ここで生活できるのか、家族の人たちはどうなのかって思うくらいにひどい状況でした。

　毎日行って、玄関で見ている分には困らないだろうと思っていまして、お台所に入ったり、お部屋に行くと、とてもじゃないけど、ここで生活していると全てのものが異常になるだろうな、それも本人であり、家族の人が見守りながら、地域で何とかしてくれと言われると、私たちはどうすればいいんですかって。毎日の私たちの生活がありますので。

　本当にいろんな計画がのし上がってきて、取り組んではいますが、本当にどうしていいかわからない。おばあちゃんが殺せと言う。死にたかったらどうぞって、私、申しわけなかったけど言いました。そんなに死にたいんだったら、私の前で死んでくださいって。お経はどれだけでも上げますって。うちはお寺だから、どんなこともしますよって。でも私は手はかけられませんって。でも、死ねないでしょって。生きるって大変なことなんですよって。84まで生きてきたんでしょって。家族のことを思ってください、ご近所のことを思ってくださいって、いろんな手を尽くしてやりながらも、もう手の尽くしようがない。どうすればいいんでしょうかねって。今も、ごめんなさい、会合があるので行ってくっちゃって言って、ご近所の方に、高齢推進員の方にお願いしてきたんですけど、もうみんながお手上げ状態。どの方にお願いしても、あそこだったらごめんなさい、もうこれ以上、私はかかわりたくないって。そんな中でも生活していかなきゃならないっていうのが、施設も受け入れてくれない、病院も受け入れてくれない、家族の面倒は家族で見ろって言われたら、もう本当にこの方はどうすればいいのかなって思って、今、車の中で、どうしよう、遅くなるって思って来ましたけど、もう家族が完全に崩壊してしまっている。お嫁さんはもう鬱病状態で施設に入られた。もう家族が誰ひとりその方の面倒を見られないっていう状況ができてしまっている。ご近所の方ももうお手上げ。民生委員、あんた何しとんがけって言われました。これじゃ、私もできません、どうしましょう、きょう社会福祉審議会があるので、行って相談してきますって言って出てきたんですけど、本当に会う場面の中で障害者の方もいれば、その方が認知症になっていろんな方、病状を持っていらっしゃるから、何かで対応の仕方を、包括支援センターだけじゃなくて、何かもう一歩進んだことができるシステムがあればいいのかなっていうふうに思いました。

　余分なことを言いましたが、何とかして助けてください。お願いします。

【岩城委員長】　お二方の現場の真実な意見でございますので、社会福祉審議会も、１つは地域共生社会の中に何が入ってくるのかと思いますので、委員の方々もまた、心に手を当てて対処していただければと思います。

　それでは続きまして、手塚委員です。よろしくお願いします。

【手塚委員】　富山県ホームヘルパー協議会の手塚と申します。いつもありがとうございます。

　今のお二方のお話をお聞きしておりまして、在宅を支える者としまして非常に心痛いところでございます。

　現状としましては、本当に介護全体がなり手がいないというところがありまして、ヘルパーも非常に高齢化しております。正直、本当にご利用者よりも年齢が上のヘルパーもたくさんおります。老老介護の状態です。ですが、それでも頑張ってやっていただいておりますけど、そもそも全体の人数を増やさないと、今おっしゃられたような方たちを在宅でも支えていけないと思いますし、実際に今は入りたくても、がん患者の方が在宅で末期を迎えられるということが非常に増えておりまして、訪看さんと連携でヘルパーが入ることがとても増えてまいりました。そういったこともありまして、私たちも知識が必要になりますし、実際にもっと平均年齢を若くしていきたいなとは思っておりますが、現状としましては厳しいところではあります。

　富山県ではまだやっておられないと思うんですけど、生活援助サービスを専門にやる研修ですね、59時間ですか、その研修をまだやっていらっしゃるというところは聞いておりませんけど、これを行うことで、もしかしたら主婦の方とかが自分でもちょっとそういう仕事ができるのかなと思っていただけるきっかけになるのかなと期待しております。

　マイナスの話ばかりになりましたけど、個人的には、最近「富山は日本のスウェーデン」という井手先生の本を読みまして、富山県もいいなと思って感動いたしました。

　ありがとうございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　続いては、今度はこちらから、舘委員のほうからお願いいたします。

【舘委員】　児童クラブ連合会の舘と申しますが、基本的には、福祉のことについてはあまり私どもは、団体とすれば、携わっているわけではございませんけれども、本当に皆さんが意見を言われることの中で、一番私も個人的に考えていることは、いろんな施設に入るとか、入らないとかいう、確実に入れたら、いろんな人は幸せなんですよね。そのはざまというか、ぎりぎりのところにおいでる方をどうしてやれるかということをやはりこの審議会でいろいろと具体的な例を挙げながら、私は議論していただければ本当はありがたいなと、私がそういうような提案をできないのがちょっと残念なんですけれども、本当にそういうふうなことは必要ではないかなと思います。

　それで、私も里親審査部会にいるんですけれども、里親になる人たちのこの要望は、やっぱり少しハードルが高いのではないかなと私は思います。そのハードルを少し下げながら、本当に熱意で子どもたちと接して、いろんなことを生活を一緒にしてあげようという人たちほど認定しながらやっていくかということも私は大事ではないかなと思っている１人でございますので、ぜひそのことも制度的に、いろいろとまたご議論していただいて、つくり上げていただければありがたいというふうに、これは要望でございます。

　以上です。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　では続いて、上田委員。

【上田委員】　知的障害者福祉協会の上田と言います。

　きょう初めてこの審議会に参加させていただきました。何を言っていいか、ちょっとさっきから迷っていたんですが、先ほどからも施設から地域というか、在宅へというテーマですが、私もちょっと以前、高齢福祉の仕事をさせていただいたとき、そのときもやはり施設と在宅とのバランス、それから今、知的障害の仕事をさせていただいているんですが、今もう完全に基本は施設から地域へという流れになっているんですが、常々思っているのは、地域へ移行していただければ、それだけマンパワーが恐らく施設で支援するよりもかかってくる、本当にいつもそんなふうに国のほうは言っているんですが、今はこれだけ人材確保が難しい時代で、本当に大変なところを真剣に地域移行が成り立つのかどうか、これは現場の事業者のほうも、本当に人材確保にも苦労しておりますし、そこら辺のところをちょっと、少し１回立ちどまって考える必要があるんじゃないかなと、まず私は個人的に思っています。

　例えば障害者の施設整備の国の補助金、100億円ほどなんですが、今は既存の入所施設、例えば複数の２人部屋を個室にしたいと思っても、そういったところには補助金は一切出ないということになっております。そこら辺のところも少しバランスを欠いているんじゃないかということを思っていますので、ちょっと個人的なお話でございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございます。

　塘添さん、何か。

【塘添委員】　一言だけ。いつも発言していますので。

　私たち視覚障害者の情報提供をしてくださっている点訳、音訳のボランティアさんを常に補充していかなければいけないということで、県のほうもまたご協力をお願いしたいなと思っております。

　もう１点ですが、障害者の雇用率が、今まで県や市町村の職員の雇用率は十分達成されているということになっていたんですけれども、今回水増しが発覚しまして、県を含めて多くの富山県内の市町村が雇用率未達成ということになっております。

　こうしたときに、私たち視覚障害者の立場から言いますと、雇用率の達成の１つの数値引き上げということと、視覚障害者の雇用の促進ということを考えたときに、あん摩マッサージ指圧、はり師、きゅう師というのを三療というんですけど、三療師の人たちがそれぞれの企業に対して、健康維持増進のために働ける職場、いわゆるヘルスキーパーの採用をしていただけるようになればいいなと思っております。

　もう１つは、障害者差別解消法が平成28年４月１日から施行されまして、県の条例もスタートしたわけですけれども、この中で、雇用率の達成に今度、市町村は取り組むと思うんですが、今のところ、この条例というか、法律ができたにもかかわらず、点字受験が認められたのは射水市だけで、ほかの市町村は全然、検討すらもしていないということになっています。これは間接的な差別につながっているものでありますので、ぜひこの雇用率の達成の話をされるときに、点字受験を認めないというのは差別に当たるんだということをぜひそれぞれの市町村にもお伝えいただいて、点字受験を県内の市町村でしていただけるように県のほうも働きかけていただければと思います。

　以上で終わります。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　それでは続きまして、長濱委員のほうからお願いします。

【長濱委員】　富山県の老人福祉協議会の会長をしております長濱と申します。きょうはどうもありがとうございます。

　私どもの介護の業界では、先ほど来からのお話がありましたとおり、介護人材が大変不足しておりまして、県内の施設におきましても定員を満床にできないという状況があるというふうにも聞いております。この主な原因は介護人材が定員に達していないということでございますので、その辺のところも先だって、市町村のほうにもお願いをして、一緒に協力して人材確保にはお願いしたいというふうに思っております。

　言うなれば、この社会福祉というような考え方の根本にあるのは、私はやっぱりもう少し教育の中で、里親であろうが、こういった介護であろうが、もう少し教育のカリキュラムの中で、子どものときからそういった知識を植えつけるのが必要ではなかろうかというふうにも考えております。ですので、里親であろうが、児童であろうが、老人であろうが、障害者であろうが、知的だろうがという教育をもう少し広めた中で、この社会福祉というものを県民、国民全員が考えていく方向であれば、もう少し何か違う道が開けてくるのではなかろうかというふうにも考えております。

　私どもの個人的な話をしますと、私どもがおります法人は障害者からスタートしたところでございまして、高齢者の事業のほうにつきましては、県の建てました長生寮という施設の委託を受けまして、今、経営をしておるわけですけども、実は平成19年から県のほうからこの高齢者の事業を引き受けまして、もう11年、12年目になりますけども、実は障害者のほうの生活の施設も経営をしておりますので、そこで高齢になった、70歳以上の方をめどといたしまして、ご本人、それからご家族がご希望されれば、その高齢の施設、特養のほうへ移るということも目指しております。

　この11年間で10名の方がお話をしまして、その障害者の旧療護施設ですけども、介護の施設から高齢のほうへ移ったということも実際にはやっております。これができるのも、ある面、同じ法人の中で経営しておるからスムーズにいけるというふうに考えておりますので、こういった横のつながりというものを連携しながらしていくべきではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺のところももう少し緩やかな体制でできればというふうに考えておりますので、そういったところのご支援、ご指導をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　以上でございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　では続きまして、細川委員。いいですか。じゃ、次、和田委員のほうからお願いします。

【和田委員】　今まで皆さんのご意見をお聞きいたしましたが、福祉というものは本当にお腹にいるときから亡くなるまでが福祉でありますので、大変視野が広いと思います。それで、やはりいろいろな個々の問題が出るかとは思いますが、先ほども出ておりましたが、やはり今までやってきたことを今後の希望、やっていくことを県としてやはり敏速に、そしてＰＲに啓発活動、そういうものがすごく大切なのではないでしょうかと私は思います。

　それで、やはり先ほどからお聞きしておりますと、国の基準に従ってということもございますが、それは富山県ならばでの活動も、私はインパクトをつけて全般的に早くやっていただきたいなと思っております。

　それと、この障害者福祉計画ののところですね。こういうところも迅速にやっていかれるとは思いますが、４番の地域共生社会の実現に向けた取り組み、これは漠然としておるんです。地域社会、共生社会とは何をいうのであろうかということ自身が、私自身もあまりわからないです。だから、本当に地域って言われると、自分はどうも髙山さんがおっしゃったように、本当にみんなで力を合わせて地域が動くのか、それともまた、そういう基準があるのかということも、今後、私はやはり学んでいかなかったら大変かなと思っておりました。

　それと、もう１つは養護計画のところでございますが、私ども里親審査部会におりますが、富山県は他の県に比較すれば、意外と里親制度のことは県民の皆さんがあまり知らないんです。やはりそういうことはこういうことですよということを知らしめていただきたいなと私は思っております。

　それで、やはり県は、それこそ国の基準に比べてどれだけなのかということを先ほどからあまり出ていなかったと思うんですよね、数字的なもの。出ましたか。出ていないよね。だから、今現在はどういうことなのかということも、ここの皆さんにお知らせいただければと思っておりますので、今後ともよろしく、福祉を見守りいただきたいと思っております。

　以上です。

【岩城委員長】　どうもありがとうございます。

　次は久米田委員、お願いします。

【久米田委員】　今回初めて参加させていただきました、高岡市にあります社会福祉法人くるみの久米田と申します。

　私たちの施設では、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、あと居宅介護とやっているんですけれども、私が仕事を通して一番思うことは、医療的ケアの必要なお子さんだとか、大人の方たちの通える施設が本当に少ないなということをやっぱり日々感じておりまして、私どもの施設でも児童発達の部分とほかのデイサービスの部分、生活介護の部分で重度の方を受け入れしているんですけれども、やはり看護師の配置の問題であったり、皆さんの全てのニーズにお応えすることはできないという現状がありまして、そういった施設をやはり地域でも、富山県全体でそういった施設があれば、皆さん、在宅で暮らしてる重度のお子さん、大人の方、あとご家族の方たちが安心して地域で暮らせるんじゃないかというふうに思っておりまして、今回この会議に参加させていただきました。

　またご検討いただければと思います。ありがとうございました。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　次に森下委員、どうぞお願いいたします。

【森下委員】　私も今回初めて委員に選任していただきました。新川むつみ園という知的障害者の施設の職員をやっております。

　この中で今、相談支援事業に従事しておりまして、日々いろんな相談を受けております。先ほどから出ている里親の相談とか、あるいは自己破産の相談とか、障害に限らずいろんな相談を受けております。

　そういう中で、折しも福祉の仕事をもう40年近くやっておりますので、子どもさんからお年寄りまでいろいろなことにかかわってきました。介護認定審査委員も20年近くやっておりますので、いろいろと医師の方、保健師の方、社会福祉関係の方々といつも委員会でいろんな問題があるねということを相談したりしながら、審査に当たっている次第でございます。

　福祉計画の中で、富山県の認知症サポーターの数が書いてございますけど、小学生から大人まで認知症サポーターの要請があって、大分、数も増えたようですけど、例えば企業、郵便局さんとか、いろいろな企業の方もまたお手伝いしたりとか、声がけとかという身近な安心サービスとしての位置づけで、いい制度だなというふうに思います。

　しかし、障害を抱えた方に対しての理解度がまだ富山県は低いのかなと、そういう面から見ると、障害者サポーターも、もしできれば、新しくつくっていただけたらうれしいなというふうに思います。

　例えば私ども、グループホームの建設の際に、まずやっぱり、グループホームを地域の中につくるときにとても苦労しました。それは障害についての理解が一般住民にあまりないからということで反対されたりということをこれまで何回も経験してきた中で、体験的に実感してきました。

　ですから、先ほど委員の皆さんが言われているように、子どものときから障害のある方とふれあう機会をできるだけ持つということも大切なことだというふうに思います。

　あとそれから、富山型デイサービスも富山から発生しまして、惣万さんが大変頑張られて世界に認知されるほどで、この秋の園遊会にたしか行くというふうに言っておられまして、惣万さんは実家が生地なものですから、私は昔から知っているものですから、立ち上げたときはそんなに注目されていなかったんですけど、制度が知られるようになって便利な制度だなということと、やはり子ども、障害者、高齢者を一緒に見るということがいかに人間らしい生活の場かということを体験できるというシステムというか、仕組みが世界に広まったんだなということ、私も最初は広がるかどうか心配していたんですけど、惣万さんたちの努力のおかげで、広がってよかったなというふうに思います。

　しかし一方では、障害を持つ方の一般の方とのふれあいがまだまだ不足しているという面がございます。富山型デイサービスももちろんもっと増えてほしいんですけど、障害者版の富山型デイサービスもできたらいいんじゃないかなというふうに思います。

　障害者の世界は、先ほど委員からも言われたように、高齢化、重度化していますので、グループホーム１つとっても、障害者版のグループホーム、あるいは重度の方のグループホームもまだまだ富山県には少ないんじゃないかなというふうに思います。

　国のほうでは福祉、我が事・丸ごとというふうな言葉で言っておりますけど、簡単に言えば、長屋暮らしをシステム化するという意味で理解すればわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

　いろいろな富山版の新しいサービスを皆さんで協力してつくれたらいいなというふうに日々思っている次第でございます。

　以上でございます。

【岩城委員長】　ありがとうございました。

　それでは最後に、中西委員、お願いいたします。

【中西委員】　聴覚障害者協会の理事、中西です。

　２つ意見があります。まず１つは、お分かりのように富山市で聴覚障害者センターというのがあるんですけれども、私たちのための手話通訳派遣事業であるとか、いろいろ対応して使っているような施設です。

　しかし、私たちのように手話ができる、また筆談ができる障害者は通訳が必要であるんだとか、要約筆記が必要であるとかを依頼をする、メールをするということができるんですね。でも、書くことができないだとか、連絡する方法はわかっているんだけれども実際に書くことができない、お願いする方法がはっきりとわからないという方もやはりたくさんいるんです。

　以前、たまたま市内で集まりがあったんですけれども、後で聞いてみると、通訳の経験がないということがあって、頼んだことがないのかということを聞いたんですけれども、ないようだということで、やり方がはっきりわからないというようなことがあったものですから、その人はたまたま聴覚障害者協会の会員だったんですね。ですから、私が教えることができました。

　でも、センターというのは、いろんな市町村の中に聴覚障害者が誰がいるかというのを全て把握しているわけではないんです。たまたま会員であったら、協会に入っていただいたらはっきりと通訳の派遣がありますということをＰＲすることができる、センターのほうから教えることができるんですけれども、会員ではない聴覚障害者もたくさんいます。センターがそれを把握するのは無理なんです。私のほうでも無理です。各市町村のほうに身体障害者手帳を持っている方が何人いるかとか、そういう把握はしていると思うので、私の住んでいる市のほうに対して聞いたことはあるんですけれども、それは個人情報の保護という観点から教えることはできないというふうに言われました。ですから、せめて市町村のほうで聴覚障害者がいるということを把握している場合は、このセンターに手話通訳の派遣など、要約筆記の派遣など、そういう方法がありますよということをその障害者の方々に教えていただくようにご協力いただけたらなというふうに思います。

　また、富山市の大きな手小さな手という施設があります。でも、私たちのような富山市県の端っこのほう、小矢部市に住んでいる96歳のおばあさんになるんですけれども、本当はその富山市にある施設に行きたいというふうに思っているんですけれども、車でも１時間以上かかるということで無理、仕方ないということであきらめて、小矢部市にある施設に入っているんですね。

　ただ、たまに心配になって顔を見に行くんですけれども、本当に会うともう寂しい、寂しいということばかり言うんです。いつか私もそうなるのかと、この先は真っ暗だなというふうに思っています。

　でも、そのような状況があるということも、皆さんには思っていただきたいというふうに思っております。

　もう１つは、福井県のほうで障害者スポーツ大会が先日開かれて、選手の皆さんが帰ってこられました。選手の皆さんに聞いたんですけれども、当然、手話通訳者も一緒に行ったんです。ただ、選手は２人か３人いたんですけれども、それに対して通訳は１人だけだったんですね。その通訳の方は１人であちこちにいくということで、倒れたりしないか、大変だったんじゃないかというような出来事があったんです。せめて２人ぐらい行っていただけたらいいなということを選手のほうから声があったものですから、もしまた来年、全国障害者スポーツ大会があるようであれば、せめて２人ぐらい手話通訳を一緒に派遣していただきたいなというふうに思っております。

　以上です。

６　その他

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　ただいまをもちまして、全員のご発言をいただきました。まだまだご発言の希望もあるのかと思いますが、また委員の皆さまからは大変貴重な意見をいただき本当にありがとうございました。

　では、予定しています時間もまいりましたので、最後に前田部長から何か一言、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【前田厚生部長】　厚生部長でございます。

　私からいろいろご回答を差し上げようかなと思ったんですけれども、まず幾つか質問をいただきましたので、特に和田会長のほうから今の数字、現状の里親の数字のほうのご質問をいただきましたので、それをまずお答えをさせていただきたいと思います。

【水落子ども支援課長】　子ども支援課の水落です。

　里親の委託率につきましては、平成28年度で22.8％であります。目標が33.3%ですので、まだそこまでは達していない。ただ、目標の年度はまだまだ先だったと思いますので、平成15、6年ぐらいは６％とか、７％とかという数字でしたので、それから見ればかなり上がってきております。ただ、ここ2、3年で20％まで届いたわけでありますが、そのあたりで今はちょっと停滞している状態であります。

　今後とも数字を伸ばしていきたいとは思います。

【前田厚生部長】　今、数字のほうをお答えいたしましたけれども、委員の皆様、全員から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

　まず、この社会福祉審議会の位置づけということを考えますと、次の審議会の開催までに、特に大きくやるところというのは、まず今度、未来志向でつくっていくというところは、１つは家庭的擁護の推進計画をどうやってつくっていくかということかと思っています。本日、里親に関してさまざまなご意見をいただきましたので、これは児童専門分科会のほうでもご披露させていただきまして、またその受けたご意見があった上で、どういう形で計画を形成していくかというところをしっかり議論をさせていただきたいと思います。

　２つに分けましたけれども、もう１つは既存、計画という形ではもう既につくらせていただいている中で、具体的に個別の施策としてどう進めていくかという要素もたくさんあったかと思います。冒頭、細川委員のほうからも障害者の高齢化に対するご説明でありますとか、あるいはその介護人材の不足といった、あとご指摘もあったかと思います。それぞれそういった現状認識のもとで、各高齢者向け、あるいは障害者向け、さらには企業、そういった方面も含めて、今、計画はつくっていて、その中にそれを含めた数量でありますとか、取り組むべき課題みたいなものは記載をさせていただけるのは現状でありますけれども、むしろ今後、高齢化が一層進む中で、それなりに特に介護福祉、こういうふうなサービス、５年前に比べると全体的な数字は充実をしてきているというのは事実でございますけれども、一方で、恐らく高齢者なり、保育に対するニーズの増加もありますし、そのニーズに対して公、市町村や県が支援をしなきゃいけないニーズも高まっているので、そういった意味では、確かに供給量は増えているんだけれども、それによりもさらに需要も増えてきているという状況で、それに対してバリエーションも相当出てきているんだと思います。

　高齢の方で障害の方であるとか、高齢の方で別の福祉サービスが必要な方であるとか、そういった重ねて、これまで一つ一つ分けていたところに対して、それぞれ患者さん、あるいは利用者さんからすると複数のものをお持ちだということは当然増えてきていると思いますので、そういった方々に必要な支援が届くように、これはしっかり実践をしていきたいと思っています。

　ご指摘のあった個別のお話には、基本的には市町村、あるいはサービスの近い方だとかに本音は実施をしていただかないといけないとは思っておりますけれども、そういったニーズに対して、形としてどういう形でシステム的に対応できるかというところをまたしっかり考えていきたいと思っております。

　そういった意味では、さまざまご意見をいただきましたし、特に一連のお話をうかがうと、例えば教育にどうやって広げていくかでありますとか、あるいは冒頭、塘添委員からご案内がございましたけど、補導委託との関係をどうやってつくっていくかといったことであったりとか、そういう意味では厚生部の所掌だけでおさまらないところも相当増えてきていると思っておりますので、その辺はそれぞれ関係の部局も巻き込みながら実施をしていきたいと思っておりますので、きょうのご意見をしっかり踏まえて、引き続きいい形で進めていきたいと思っておりますので、次回また、年度末に開催をさせていただきますけれども、またその間で、また専門分科会で議論されたものの中でも必要なものを議論していきたいと思っておりますし、次回でありましたら、これまでの施策など、それを踏まえて31年の予算でどうやって実施をするかみたいなものをまたご披露させていただきたいと思いますので、その際、また改めて見ていただいて、また進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

　以上、長々とお話ししましたけれども、少なくともさまざまな課題があることは事実ですので、それを節目節目でご意見をいただきますようお願いをしたいと思います。本日はありがとうございました。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　本日はこのあたりで審議会を終了させていただきます。委員の皆様には貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

　本日の会議後にお気づきの点、また富山県の福祉全般に関しましてご意見、あるいはご提言がございましたら、事務局が配付いたしました「ご意見・ご提言用紙」にお書きいただきまして、事務局までご提出いただければと存じます。

　ご意見は、今後の審議会運営の参考にさせていただきたいと思いますので、また、県におきましても、今後の施策の参考にしていただきたいと思っております。

７　閉　　会

【岩城委員長】　それでは最後に、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

【鈴木厚生企画課主幹】　本日はまことにありがとうございました。

　今後、この本審議会をはじめ、各専門分科会、部会の開催に当たっては、それぞれまた事務局のほうからご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日はどうもありがとうございました。